

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室
令和5年11月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていないなりません。

○審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

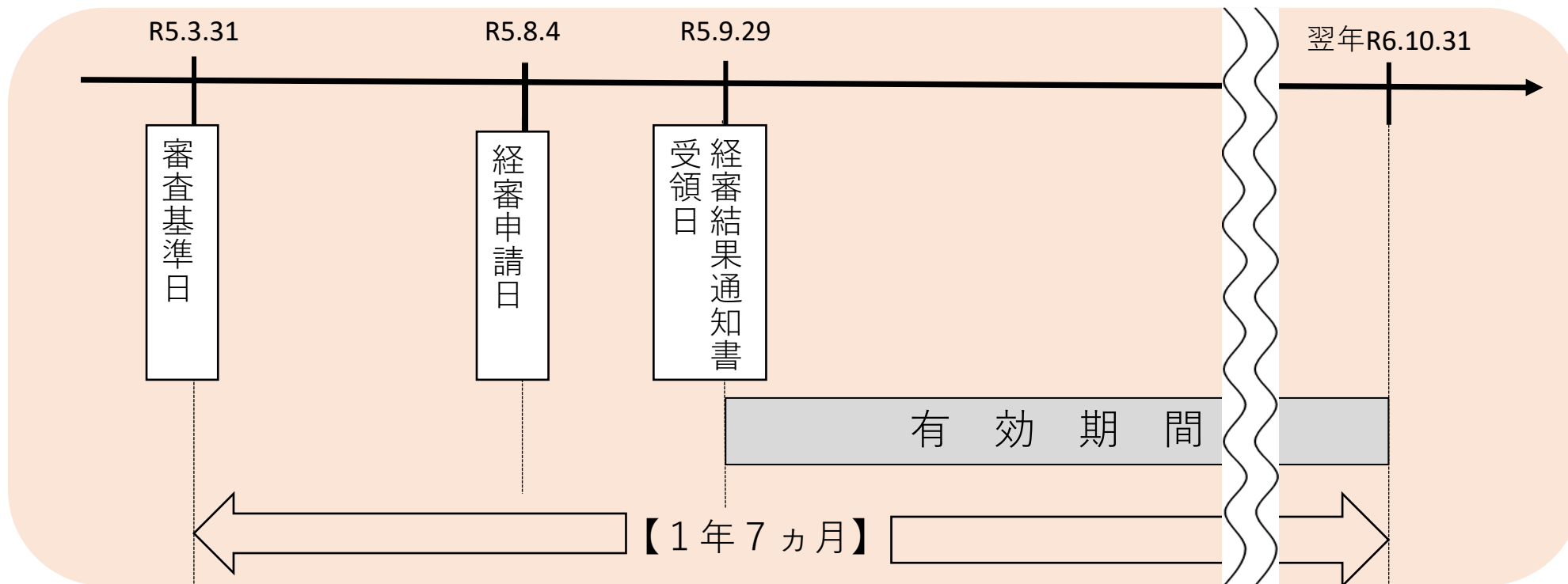
※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合



結果の有効期間

審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



(例)

審査基準日：令和5年3月31日 結果通知書受領日：令和5年9月29日

結果の有効期間：令和5年9月29日から令和6年10月31日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に翌月经審の予約

経審当日
(指定された日程)

経審を受付した翌月末に
結果通知書発送

■経審の受審方法

① 対面審査

- ・予約した日時に直接会場までお越しく下さい。(書類の事前提出は不要です)

② 郵送等による受付

- ・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・審査当日の来庁は不要です。
- ・補正等の連絡はFAXまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③ 電子申請について

- ・詳細は後述

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等できません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（1）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（2）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による電子申請ができるようになりました。

J C I Pの概要については、国土交通省W e bサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

J C I Pを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのW e bサイトをご覧ください。

デジタル庁（<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>）

GビズID（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）



※ J C I P : Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

○ J C I P での提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○ 手数料の納付方法について

手数料は、J C I P を経由したネットバンキングまたは、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

J C I P による申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

○ 電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、**J C I P 上で補正指示を行います。** 審査当日は補正に対応できるようにしてください。



令和5年1月1日改正の主な変更点について

① ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1-9）の新設

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価されます。

認定の区分	
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし
	えるぼし（第3段階）
	えるぼし（第2段階）
	えるぼし（第1段階）
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん
	くるみん
	トライくるみん
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール

※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価

**② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）の新設
（令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用）**

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況について、以下のとおり加点対象となります。

審査対象工事 ①から③を除く 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

※CCUS：Construction Career Up System

③ W 1 - 10の新設に伴う総合評定値算出係数の改正

令和5年8月14日以降を審査基準日とするW 1 - 10が追加された申請に関して、総合評定値算出に係る係数が以下のとおり変更となります。

改正前	改正後（審査基準日が 令和5年8月14日以降）
1900/200	1750/200

※令和5年1月以降も審査基準日が令和5年8月14日以前であれば改正前の換算式が適用されます。

（参考）改正前のP点（総合点）への換算式

(W) = W点項目ごとの合計点数 × 係数 1900/200

(P) = (X1) × 0.25 + (X2) × 0.15 + (Y) × 0.20 + (Z) × 0.25 + (W) × 0.15

④ 建設機械の保有状況（W7）の改正

建設機械の加点对象建設機械について、以下のとおり対象となる機械が追加されます。

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	<p>ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」</p>	自動車検査
安衛法施行令	<p>締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）</p>	特定自主検査
	<p>解体用機械 （ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）</p>	
	<p>高所作業車（作業床の高さ2 m以上）</p>	

⑤ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W8）に係る改正

環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況が新たに加点对象に追加されました。

技術職員の資格追加及び加点对象業種の拡大について (令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請が対象)

建設業法施行規則が改正され、一般建設業許可の専任技術者の要件の緩和が行われました。

これにより、1級の第1次検定合格者を大学指定学科卒業生、2級の第1次検定合格者を高校指定学科卒業生と同等とみなすこととなりました。

経審の技術職員についても資格追加及び加点对象業種が拡大されました。

令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請が対象となります。

(詳しくは愛知県都市総務課建設業・不動産業室のWebページをご覧ください。)

〈機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）※〉

実務経験で技術職員の要件を満たすためには

(改正前) 建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後) 指定学科の卒業生以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

CPD単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

→ 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・ 技術者について

→(1)建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
(2)1級もしくは2級の技士補

(1)、(2)のいずれかに該当すれば技術者となります。

技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。

経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・技能者について

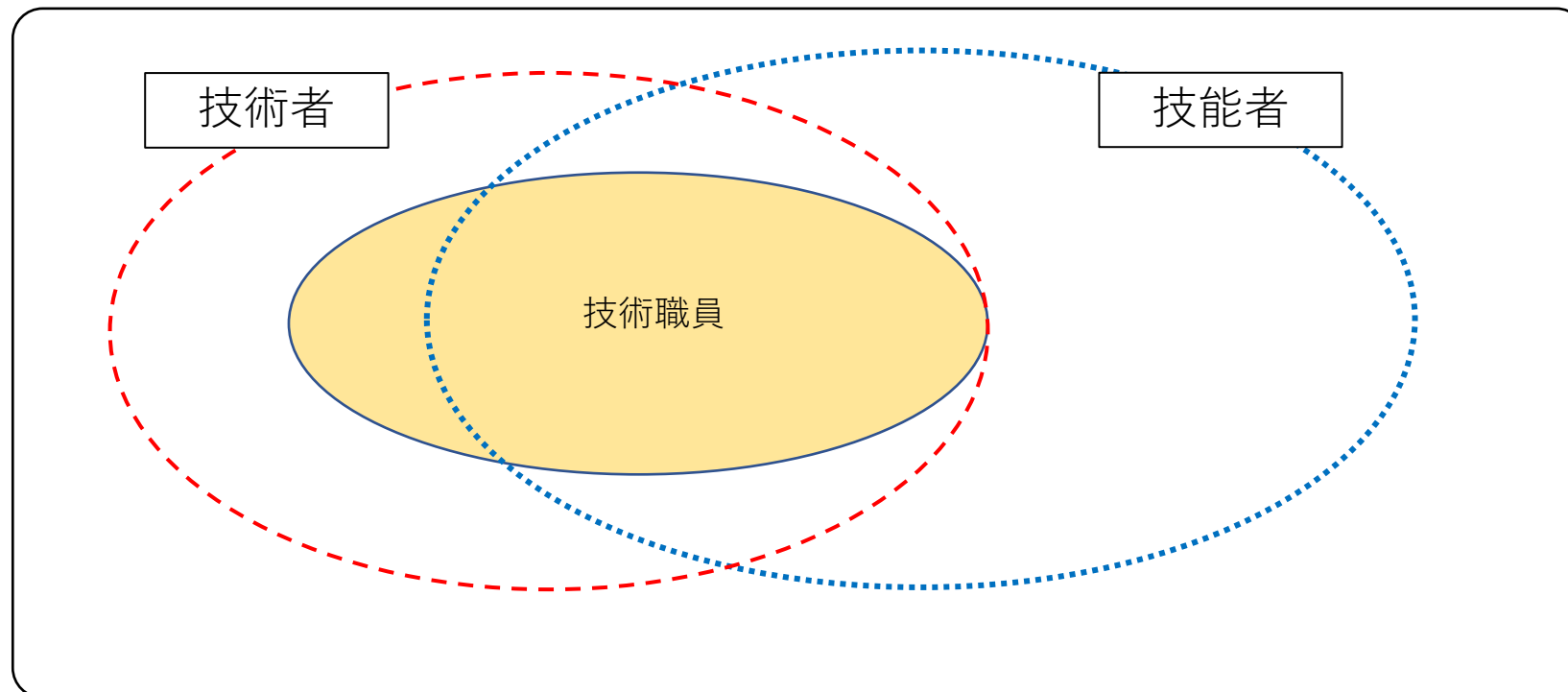
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ている方は技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性



④CPD単位取得数について

審査基準日以前1年間における技術者1人あたりが取得したCPD（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

CPD認定団体	数値	CPD認定団体	数値
(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(公社) 日本建築士会連合会	12
(一財) 建設業振興基金	12	(公社) 日本造園学会	50
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	(公社) 日本都市計画学会	50
(一社) 交通工学研究会	50	(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 地盤工学会	50	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	(公社) 建築家協会	12
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(一社) 日本建築学会	12
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 全日本建設技術協会	25	(一社) 電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公社) 土木学会	50	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(公社) 日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{① CPD認定団体に} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{②CPD認定団体毎に} \\ \text{表の右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \underline{\underline{21単位}}$$

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

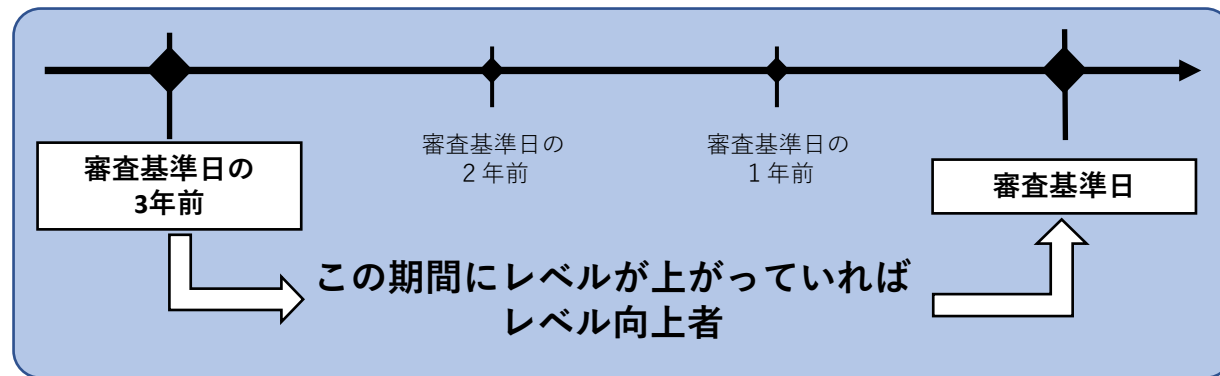
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

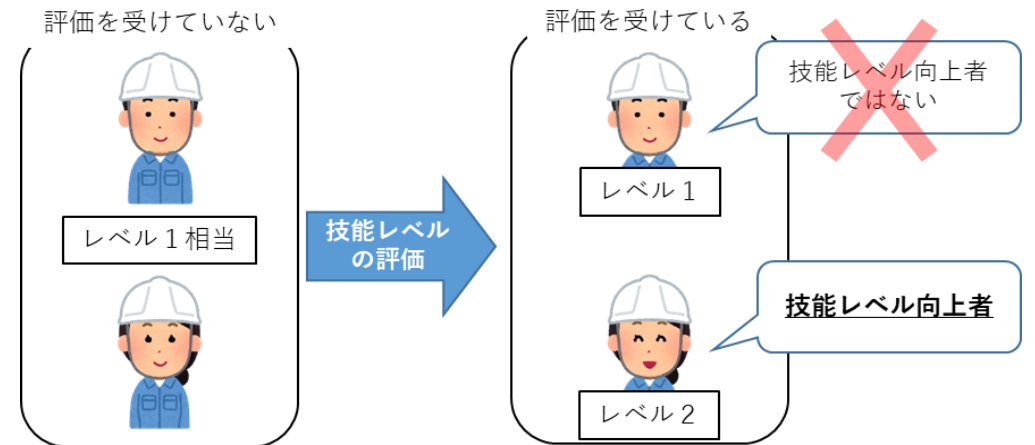
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



建設業の経理の状況（W5）の改正について

建設業の経理に関する状況（W5）の評価要件に関して、以下のとおり改正されました。

令和5年3月31日までの審査基準日は経過措置で以下に記載の【従前の評価対象者】も加点対象でしたが、**令和5年4月1日以降の審査基準日は【改正後の評価対象者】のみが加点対象**となりました。

【従前の評価対象者】

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ①公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
又は税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格し、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ③登録経理講習（一級又は二級）を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者

※ 資格を有するだけ・試験に合格しただけでは加点対象とはなくなりました。

